地方独立行政法人埼玉県立病院機構第２期中期計画（案）　新旧対照表

資料４

第１期中期計画 （令和３年度～令和７年度）	第２期中期計画（案） （令和８年度～令和１２年度）
前文 地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）の責務は、埼玉県の医療政策として必要とされる高度専門医療等を提供するとともに、地域との連携により県内の医療水準の向上に貢献し、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することである。 近年、少子高齢化や医療技術の高度化、新たな感染症の発生リスクの高まりなど医療を取り巻く環境は大きく変化しており、病院機構はこのような変化に柔軟に対応しながら、県民の視点に立った医療サービスを提供し、県民の健康を支えていかなければならない。 病院機構は、埼玉県知事から指示された中期目標の達成に向けて、ここに中期計画を定め、職員一丸となって全力で取り組み、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センター（以下「県立病院」という。）としての公的使命を積極的に果たしていく。	前文 地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、令和３年度の設立以降、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センター（以下「県立病院」という。）の４病院が一体となり、県の医療政策として必要とされる高度専門・政策医療（以下「高度専門医療等」という。）を提供するとともに、地域との連携により県内の医療水準の向上に貢献し、県民の健康の確保及び増進に寄与するという責務を果たしてきた。 人口減少・超少子高齢化の進行や地域医療を支える医療従事者の担い手不足、医療ＤＸの進展に加え、国内外の経済情勢に起因する物価及び人件費の上昇等、病院機構を取り巻く環境は大きく変化している。また、新たな感染症の発生リスクも依然として存在し、社会が求める医療の在り方も多様化している。県立病院が連携して、これまでの実績と経験を活かし、こうした変化に柔軟に対応することで経営基盤の強化と、医療の質の向上に取り組み、より効率的で安定的な病院運営を目指し、県民の信頼と期待に応える医療を継続的に提供していく。このような観点から、埼玉県知事が指示する第２期中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。
第１　中期計画の期間 令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とする。	第１　中期計画の期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。
	第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
病院機構は、埼玉県の医療政策として必要とされる高度専門医療等を提供し、県内の医療水準の向上に貢献するとともに、地域医療機関との連携を進め、県民の健康の確保と増進に努める。	
	１　県立病院の役割に応じた医療の提供
	⑴　高度専門・政策医療の持続的提供
県立病院の有する医療資源を効率的に活用し、それぞれの病院機能に応じた質の高い医療をより多くの県民に持続的に提供する。	
	ア　埼玉県立循環器・呼吸器病センター
・　循環器・呼吸器系疾患の専門病院として高度専門医療を提供するとともに、県北地域の急速な高齢化に対応した医療機能や専門領域の救急医療などの充実に努める。 ・　消防本部との連携を強化し、心筋梗塞をはじめとする緊急性の高い救急患者に２４時間３６５日対応する体制をとり、救急隊からの患者受入要請に応える。 ・　埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク（ＳＳＮ）基幹病院として、脳卒中患者を積極的に受け入れる。 ・　全ての診療科において、患者の病態に合わせ、低侵襲かつ安全で質の高い医療を提供する。 ・　第二種感染症指定医療機関として、結核や新型インフルエンザをはじめとする感染症医療を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症にも対応する。 ・　地域の関係機関と連携し、緩和ケアに対する患者や医療従事者の理解を深め、適切な緩和ケア医療を推進する。 【目標値】公開研修の年間開催回数	循環器・呼吸器系疾患の専門病院として高度専門医療等を提供し、専門領域の救急医療などの充実に努める。また、県北地域の高齢者の増加に対応した医療機能の充実に努める。 消防本部との連携を強化し、脳卒中及び心筋梗塞をはじめとする緊急性の高い救急患者に２４時間３６５日対応する体制をとり、救急隊からの患者受入要請に応える。 全ての診療科において、患者の病態に合わせ、低侵襲かつ安全で質の高い医療を提供する。 第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症への医療に対応する。 地域の関係機関と連携し、緩和ケア医療に取り組むとともに、高齢者救急医療を推進するため、救急患者の受入れ、在宅復帰等の機能を包括的に行う体制を整備する。 【目標値】救急車の受入率 病院名：循環器・呼吸器病センター　令和６年度実績：７７．８％　令和１２年度目標：８０．０％

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	４９回	６５回

イ　埼玉県立がんセンター

・　がん医療の中核的な病院として、難治性がん、希少がんをはじめ、がんに関する高度専門医療を提供する。
・　先進的ながん治療として、患者への負担が少ないロボット支援下手術の積極的な導入やがん以外の正常組織への影響が最小限となるような高精度な放射線治療を実施する。
・　がんゲノム医療拠点病院として、連携病院とも協力しつつ、がんゲノム医療を積極的に推進する。
・　総合内科の体制を充実させ、心疾患や糖尿病等の合併症のあるがん患者の受入れを強化する。

【目標値】手術支援ロボット（ダヴィンチ）使用件数

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
がんセンター	２０６件	４００件

がん医療の中核的な病院として、がんに関する高度専門医療等を提供する。

がんゲノム医療拠点病院として、先進的ながん医療である患者一人一人にあった最適な治療法を探すがんゲノム医療を連携病院と協力しながら積極的に推進する。

がん化学療法においては、先進的な治療法を適切に提供する体制を強化するほか、国内トップクラスのベッド数を有する通院治療センターを積極的に活用して、増加する治療ニーズに対応する。

がん以外の正常細胞の被曝を最小限に抑え、腫瘍のみに放射線を集中する外部放射線照射に加え、県内でも限られた施設でしか行えない、放射性同位元素が腫瘍に選択的に集まる薬剤を体内に投与して内部から放射線照射を行う核医学治療を提供する。

外科的治療においては、手術時の傷口が小さく術後の回復も早いロボット支援下手術など患者への負担が少ない低侵襲医療を積極的に提供する。

高齢化による心血管疾患や糖尿病等を伴うがん患者の増加に対応するため、併存疾患及び合併症に対応できる総合内科診療の体制強化を図る。

【目標値】エキスパートパネル症例検討数

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
がんセンター	１９８件	４２０件

ウ　埼玉県立小児医療センター

・　小児専門病院として、地域医療機関で対応が困難な小児疾患に関する高度専門医療を提供する。
・　総合周産期母子医療センターとして、さいたま赤十字病院と連携した周産期医療の充実を図るとともに、小児救命救急センターとして小児の第三次救急医療を提供する。
・　小児がん拠点病院として、がんゲノム医療やＣＡＲ－Ｔ細胞療法を実施し、地域全体の小児・ＡＹＡ世代のがん医療及び支援に取り組む。
・　さいたま赤十字病院と連携して小児生体肝移植を行い、高度で先進的な小児医療を提供する。
・　小児期発症の病気を抱えたまま成人年齢に達した患者が年齢に見合った包括的な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターの仕組みを活用した取組を推進する。

【目標値】小児がん登録数

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標 （目標期間累計）
小児医療センター	７８例	４５０例

小児専門病院として、地域医療機関で対応が困難な小児疾患に関する高度専門医療等を提供する。

総合周産期母子医療センターとして、さいたま赤十字病院と連携した周産期医療の充実を図るとともに、小児救命救急センターとして小児の第三次救急医療を提供する。

小児がん拠点病院として、がんゲノム医療や遺伝子治療を実施し、地域全体の小児・ＡＹＡ世代のがん医療及び支援に取り組む。

小児生体肝移植をさいたま赤十字病院と連携して行うとともに、移植医療支援室型拠点施設として高度で先進的な小児移植医療を提供する。

小児期発症の病気を抱えたまま成人年齢に達した患者が年齢に見合った包括的な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターの仕組みを活用した取組を推進する。

長期入院中の小・中学生の就学機会の確保、及び高校生の学習支援を図るため、併設の特別支援学校と連携する。

患者及び家族の、手術等の治療に伴う心理的負担の軽減を図り、医療の質を向上させるため、子供の成長と発達に応じた療養環境の更なる充実に取り組む。

【目標値】超低出生体重児入院数

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
小児医療センター	４９人	５０人

エ　埼玉県立精神医療センター

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第２期中期計画（案）　新旧対照表

<table>
<tr><td>・　埼玉県精神科救急医療体制の常時対応施設として、自傷他害のおそれのある精神障害者等の急性期の患者に対して救急医療を提供する。
・　依存症治療拠点機関・専門医療機関として、依存症に係る高度専門医療を提供する。
・　県内唯一の児童思春期精神科専門病棟を有する医療機関として、児童思春期精神疾患に係る高度専門医療を提供する。
・　医療観察法に基づく指定医療機関として、対象者に係る高度専門医療を提供する。
・　精神科診療所の要請に応じて、通院患者の医療中断時の訪問診療、訪問看護や急変時の患者の受入れを実施できるよう連携体制を確立し、また、地域の要請に応じて、未治療者へのアウトリーチを行うための体制を検討するなど地域包括ケアシステムの充実に努める。
【目標値】依存症プログラムの年間参加延べ人数
<table><tr><td>病院名</td><td>令和元年度実績</td><td>令和７年度目標</td></tr><tr><td>精神医療センター</td><td>６，５０６人</td><td>６，６００人</td></tr></table></td><td>埼玉県精神科救急医療体制の常時対応施設として、自傷他害のおそれのある精神障害者等の急性期の患者に対して救急医療を提供する。
依存症治療拠点機関・専門医療機関として、依存症に係る高度専門医療等を提供する。
県内唯一の特別支援学校が併設された児童思春期精神科専門病棟を有する医療機関として、児童思春期精神疾患に係る高度専門医療等を提供する。
医療観察法に基づく指定医療機関として、対象者に係る高度専門医療等を提供する。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実を図るため、精神科診療所等の要請に応じて、患者の病状悪化時等の受入れを行い重症化を回避するとともに、治療後スムーズに地域への移行が実施できるよう相談支援事業所や依存症リハビリ施設等の関係機関との連携体制を確立する。
【目標値】依存症プログラムの年間参加延べ人数
<table><tr><td>病院名</td><td>令和６年度実績</td><td>令和１２年度目標</td></tr><tr><td>精神医療センター</td><td>７，５２２人</td><td>７，６５０人</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>⑵　地域医療への支援と貢献</td></tr>
<tr><td>病院機構は、埼玉県の医療政策として必要とされる高度専門医療等を提供し、県内の医療水準の向上に貢献するとともに、地域医療機関との連携を進め、県民の健康の確保と増進に努める。
地域における医療ニーズに適切に対応するため、病病連携・病診連携・病薬連携の強化を図り、地域医療機関との連携並びに機能分担を推進し、患者の紹介率・逆紹介率の向上に努める。
在宅医療への移行や緊急時の後方支援など地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。</td><td>地域医療への支援と貢献を行うため、病病連携・病診連携・病薬連携の強化を図り、地域医療機関との連携及び機能分担を推進し、患者の紹介率・逆紹介率の向上に努める。</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　埼玉県立循環器・呼吸器病センター</td></tr>
<tr><td>地域の医療従事者を対象とした公開研修を積極的に実施するなど地域間における医療機能の向上と連携に努める。</td><td>地域医療支援病院として、地域の医療従事者を対象とした公開研修を積極的に実施するなど地域における医療水準の向上に努める。
県北を中心とした医師不足地域に医師等を派遣し、地域の医療機関への支援を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td>イ　埼玉県立がんセンター</td></tr>
<tr><td>都道府県がん診療連携拠点病院として、地域の医療機関と連携し、技術的支援やがん患者とその家族に対する相談支援を実施する。
サルコーマ（肉腫）、原発不明がんなど均てん化されない（治療が困難なため対応できる医療機関が限られる状態）希少がんについて、全県からの受入体制を充実させる。</td><td>都道府県がん診療連携拠点病院として、地域の医療機関と連携し、教育研修等の技術的支援やがん患者とその家族に対する相談支援を実施するほか、地域の公的機関・教育機関と連携し県民に対するがん教育を行う。
治療が困難なため対応できる医療機関が限られるサルコーマ（肉腫）、原発不明がんのほか、均てん化されていない希少がん等について、全県からの受入れを行う。</td></tr>
<tr><td></td><td>ウ　埼玉県立小児医療センター</td></tr>
<tr><td>早期の発見が重要とされる先天性代謝異常等について、県内新生児を対象とした検査を実施し、保健予防に努める。
予防接種においては、基礎疾患や合併症などにより地域での実施が困難な子供のみならず、海外渡航をする子供に対しても実施し、疾病予防に努める。
地域で活動している小児保健関係者に対する情報提供や相談対応を行う。
県内の療育機関等と連携し、発達支援のための教育や情報提供を行う。また、発達や行動特性等の養育の悩みを有する家族に対する教育活動に努める。
地域医療支援病院として、地域の拠点病院へ医師を派遣し、医療水準の向上と医療体制の整備に貢献</td><td>早期の発見が重要とされる先天性代謝異常等について、県内新生児を対象とした検査を実施し、保健予防に取り組む。
予防接種においては、基礎疾患や合併症などにより地域での実施が困難な子供のみならず、海外渡航をする子供に対しても実施し、疾病予防に取り組む。
地域で活動している小児保健関係者に対する情報提供や相談対応を行う。
児童虐待に係る関係機関からの相談に応じ、医学的知見を関係機関と共有するとともに、相互支援ネットワークの構築に努める。
県内の療育機関等と連携し、発達支援のための教育や情報提供を行う。また、発達や行動特性等の養育の</td></tr>
</table>

する。
　県と連携して教育・研修体制の充実を図り、もって将来の小児医療を担う人材の育成により地域医療へ貢献する。
　小児のサブスペシャリティ領域専門医（小児血液がん、小児神経、小児外科、周産期・新生児など）の取得を推進し、より高度な医療を提供するための人材育成に努める。

悩みを有する家族に対する教育活動に取り組む。
　地域医療支援病院として、地域の拠点病院へ医師を派遣し、医療水準の向上と医療体制の整備に貢献する。
　県と連携した教育・研修体制の充実により、将来の小児医療を担う人材を育成し、地域医療へ貢献する。
　特定行為研修指定研修機関として、地域の医療機関の看護師育成に貢献する。

エ　埼玉県立精神医療センター

　保健所への医学的助言などの技術協力や普及啓発、教育研修、調査研究等を埼玉県立精神保健福祉センターと協働して企画、実施するなど引き続き一体的な運営を行い、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術センターとして機能を最大限に発揮する。

　保健所への医学的助言などの技術協力や普及啓発、教育研修、調査研究等を埼玉県立精神保健福祉センターと協働して企画、実施するなど引き続き一体的な運営を行い、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術センターとして機能を最大限に発揮する。

【目標値】紹介率

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	７５．９％	８５．０％
がんセンター	９８．１％	９８．０％
小児医療センター	８４．４％	８５．０％
精神医療センター	４８．４％	５８．０％

【目標値】逆紹介率

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	７７．５％	８０．５％
がんセンター	５８．９％	６４．０％
小児医療センター	４０．９％	５０．０％
精神医療センター	６１．８％	６２．０％

【目標値】紹介率

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	８８．８％	８７．０％
がんセンター	９８．７％	９８．０％
小児医療センター	９８．４％	９８．０％
精神医療センター	６１．０％	６１．０％

【目標値】逆紹介率

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	１１１．０％	１００．０％
がんセンター	６６．０％	６４．０％
小児医療センター	５９．８％	５５．０％
精神医療センター	５７．９％	６１．５％

２　患者の視点に立った医療の提供

⑴　医療サービスの充実

　県立病院と患者及びその家族との相互理解を深めるため、医療情報の提供や患者の利便性を向上させる取組を推進し、患者が自らの治療に主体的に関わることができるような患者の視点に立った医療を提供する。
　患者の基本的な権利を尊重するとともに、患者及び家族が医療内容を適切に理解し、安心して治療を選択できるようインフォームド・コンセントを推進する。
　患者の視点に立った県立病院の運営を実現するため、患者満足度調査を実施し、改善策を講じる。
　患者及び家族の立場に立ったサービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇能力の向上を図るとともに、外来診療待ち時間や、予約から初診・検査・手術までの待機日数の短縮に向けた取組を進める。

【目標値】入院患者満足度

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	９１．３％	９２．５％
がんセンター	８９．０％	９０．０％
小児医療センター	９３．４％	９５．０％

　患者の基本的な権利を尊重するとともに、患者及び家族が医療内容を適切に理解し、安心して治療を選択し受けることができるように各種の取組を推進する。
　患者が快適に過ごせるよう、療養環境の更なる向上に努める。また、患者満足度調査を実施し結果を公表するとともに、改善策を講じる。
　患者及び家族の立場に立ったサービスを提供するため、職員の接遇能力向上を図るための取組を行う。
　外来診療の受付から会計までの待ち時間短縮や、予約から初診・検査・手術までの待機日数短縮に向けた取組を進めるとともに、患者の受診機会を増やすため平日以外にも診療日を設ける。
　県北地域において、関係機関と連携しながら、より身近で安心できる医療環境を提供する体制の構築を推進する。

【目標値】入院患者満足度

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	９０．２％	９１．５％
がんセンター	８８．１％	９１．５％
小児医療センター	９４．１％	９１．５％

精神医療センター	７５．３％	８０．０％

【目標値】外来患者満足度

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	７８．０％	８０．５％
がんセンター	８５．３％	８８．０％
小児医療センター	８５．２％	８７．０％
精神医療センター	８４．１％	８５．０％

入退院支援センターを活用し、入院前から積極的な支援を行うとともに、早い段階から退院後の受入医療機関の調整を実施することで、患者満足度と医療の質の向上及び効率的な医療の提供を図る。

患者が安心して治療を受けられるよう地域連携・相談支援センター等において、患者とその家族に対して治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談を実施する。

特に、がんセンターについては、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を、小児医療センターについては、小児・ＡＹＡ世代に対する教育、就労、妊孕性温存等の相談体制をそれぞれ充実させる。

入院患者の負担軽減及び診療内容の標準化のため、地域医療機関を含めたクリニカルパスの作成、適用及び見直しを進め、治療の効率化と質の高い効果的な医療を提供する。

【目標値】クリニカルパス適用率

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	５４．９％	６０．５％
がんセンター	４１．８％	４４．０％
小児医療センター	３１．０％	３５．０％
精神医療センター	３８．２％	４０．０％

医療安全対策、感染症対策及び災害対策等の取組を推進し、患者の理解と信頼を得た安全で安心な医療を提供する。

医療安全活動を通じたチーム医療の質の向上及び組織における医療安全文化の醸成を図る。

医師や看護師等の研修の充実及び医療安全ラウンドなど医療安全対策を推進する。

インシデント・アクシデントにおけるレベル０の積極的な報告を推進し、再発防止策を講じることで重大事故の未然防止に努める。

予測されない事態の発生時には迅速に対応し、状況分析や再発防止策を適切に行う。

精神医療センター	８６．１％	８０．０％

【目標値】外来患者満足度

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	７３．１％	８５．０％
がんセンター	８４．６％	８５．０％
小児医療センター	８７．４％	８５．０％
精神医療センター	８４．３％	８５．０％

⑵　相談機能の充実

患者及び家族が安心して治療を受けられるよう患者サポートセンターや入退院支援センターにおいて、入院前から積極的な支援を行うとともに、退院後の療養と生活を見据え、治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談を実施する。

特に、がんセンターについては、認定がん相談支援センターとして、多職種によるがんに関する疑問や不安、悩みなどについての患者相談を実施し、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援やＡＹＡ世代のがん患者に対する適切な治療、支援を実施する。また、小児医療センターについては、小児・ＡＹＡ世代のがん患者に対する教育、就労、妊孕性温存等の相談を実施する。

⑶　医療の標準化と最適な医療の提供

入院患者の不安を軽減し、入院から退院までの標準的なスケジュールや治療内容をあらかじめ定めたクリニカルパスを適切に運用して、より効率的で質の高い医療を提供する。

【目標値】クリニカルパス適用率

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	３１．９％	３５．０％
がんセンター	５１．７％	５４．０％
小児医療センター	４３．９％	４６．０％
精神医療センター	４１．５％	４１．５％

⑷　医療ＤＸの活用による患者等の利便性向上

マイナンバーカードを使ったオンラインでの資格確認、患者自身が服薬履歴や検査結果等をデジタルで管理できるパーソナルヘルスレコード、診療後の会計待ち時間をなくすための後払いシステム及び電子処方箋等、医療ＤＸの活用により患者及び家族の利便性向上を図る。

３　安全で安心な医療の提供

⑴　医療安全対策の推進

医療法（昭和２３年法律第２０５号）及び対応指針に基づき、各病院に医療安全管理委員会等を設置し、院内の医療安全管理の体制を確保、推進することで医療安全文化の醸成を図る。

医療事故を防止するため、ヒヤリ・ハット事例をデータとして活用し、インシデント・アクシデントの積極的な報告を推奨することで再発防止策を講じるなど、医療安全対策を徹底する。

医療事故発生時には、対応指針に基づき院内医療事故調査委員会を設置し、事故原因の究明と再発防止対策を図る。

【目標値】インシデント・アクシデント報告件数に占めるレベル０の割合

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第２期中期計画（案）　新旧対照表

【目標値】インシデント・アクシデント報告件数に占めるレベル０の割合 病院名 ／ 令和元年度実績 ／ 令和７年度目標 循環器・呼吸器病センター ／ １４．２％ ／ ２０．０％ がんセンター ／ １０．２％ ／ １２．０％ 小児医療センター ／ １８．６％ ／ ２０．０％ 精神医療センター ／ ４１．７％ ／ ４２．０％	病院名 ／ 令和６年度実績 ／ 令和１２年度目標 循環器・呼吸器病センター ／ ２５．３％ ／ ４０．０％ がんセンター ／ ３４．３％ ／ ４０．０％ 小児医療センター ／ ４９．７％ ／ ４０．０％ 精神医療センター ／ ３８．２％ ／ ４０．０％
	⑵　感染症管理体制の充実と院内感染対策の徹底
院内感染の発生及び拡大の防止のため、感染源や感染経路等に応じた適切な予防策を実施するなど院内感染対策を充実する。	医療法に基づき、感染症管理体制の充実を図るとともに、院内感染の発生及び拡大の防止のため、感染源や感染経路等に応じた適切な予防策を実施するなど院内感染対策を徹底する。
	⑶　診療情報等の積極的な発信
県立病院の機能を客観的に表す臨床評価指標（クリニカルインディケーター）等について、ホームページによる情報発信を積極的に行う。 新たな診断技法や治療法について、県民を対象とした公開講座を開催し、医療に関する知識の普及や啓発を行う。	患者及び家族が県立病院を安心して選択できるよう、各病院がホームページやＳＮＳ等で治療内容や実績等の情報を積極的に発信する。 県民を対象とした公開講座等を開催し、疾患の診断、治療法や最新の医療技術など医療に関する知識の普及や啓発を行う。
	⑷　個人情報の適切な管理とセキュリティ対策の推進
埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号）、埼玉県情報公開条例（平成１２年埼玉県条例第７７号）及びその他の関係法令等を遵守し、カルテなど患者の個人情報を適正に管理する。 情報セキュリティに関する研修を実施するなど、職員の情報管理意識を高め、適切な情報管理に努める。	患者の診療情報等を保護するため、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年埼玉県条例第５０号）及びその他の関係法令等を遵守し、カルテなど患者の個人情報を適切に管理する。 国の定める医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等に基づき、サイバー攻撃等に備えたセキュリティ対策のほか、職員への情報セキュリティ研修を実施し、適切な情報管理を徹底する。
	４　県の医療水準の向上
薬剤師や治験コーディネーターなど治験管理室の体制を充実させることで、新規治験の受託件数を増やし、新薬・新規化学療法の開発に貢献する。 臨床腫瘍研究所においては、多角的な視点からがん撲滅につなげる専門研究を進め、研究成果を速やかに臨床現場へつなげることを目指すとともに、将来のがん研究に携わる未来の科学者の育成にも努める。	治験や臨床試験を安全かつ効率的に実施できる体制を整え、治験症例の登録数を増やし、新薬や新規治療法の開発に貢献する。 研究部門においては、基盤的かつ先端的な研究及び臨床に直結する最先端の専門研究を進めるとともに、将来のがん研究に携わる未来の科学者の育成に取り組む。 大学院等の専門的な研究や教育機関との連携により、職員の研究派遣等を推奨するとともに、地域の医療従事者を対象とした県立病院の専門性に応じた研修を積極的に実施することで、県の医療水準の向上に努める。
	５　災害対策の推進と災害発生時の支援
職員が災害時に的確な対応ができるようＢＣＰ（事業継続計画）に基づき災害対応訓練を定期的に行うなど、災害時における病院機能の維持と医療救護活動拠点の役割を果たすための体制構築に努める。 埼玉県立小児医療センターについては、災害拠点病院及び埼玉ＤＭＡＴ指定病院として、大規模災害発生時には重篤救急患者の受入れや災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を行う。 災害時に新生児等の搬送のコーディネート機能を担う災害時小児周産期リエゾンを養成する。 埼玉県立精神医療センターについては、ＤＰＡＴ先遣隊登録機関として災害時等においてＤＰＡＴ先遣隊を派遣する。	職員が災害時に的確な対応ができるようＢＣＰ（事業継続計画）に基づく災害対応訓練を定期的に行うなど、災害時における病院機能の維持と医療救護活動拠点の役割を果たすための体制構築を進める。 埼玉県立小児医療センターについては、災害拠点病院及び埼玉ＤＭＡＴ指定病院として、大規模災害発生時には重篤な小児救急患者の受入れや災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を行う。また、災害時に新生児等の搬送のコーディネート機能を担う災害時小児周産期リエゾンを養成する。 埼玉県立精神医療センターについては、ＤＰＡＴ先遣隊登録機関として災害時等においてＤＰＡＴ先遣隊を派遣する。
	６　県の保健医療行政への協力
埼玉県５か年計画や埼玉県地域保健医療計画を踏まえ、「第２　県民に対して提供するサービスその	埼玉県５か年計画や埼玉県地域保健医療計画等を踏まえ、県が推進する保健医療行政に積極的に協力する

他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」で掲げた事項のほか、県の救急医療における適正受診推進等への取組に協力するなど県が進める保健医療行政に積極的に協力する。 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症対策として、標準的な予防策及び発生時の初期対応を徹底し、関係機関との連携強化を図るとともに、県立病院の機能、特性及び専門人材を活かした取組を推進する。	とともに、県が行うモデル事業等の先駆的な取組への協力に努める。 新興・再興感染症対策では、感染症法に基づく医療措置協定の締結医療機関として、流行初期の段階から入院対応を行うとともに、平時から関係機関との連携強化を図り、県立病院の機能、特性及び専門人材を生かした取組を推進する。
	第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を活かし、医療環境の変化に柔軟に対応する業務運営体制を構築する。 高度専門医療の安定的な提供のため、専門資格を有する医療従事者を確保するとともに働き方改革を推進し、より質が高く安全で効率的な医療を実現する業務運営を行う。 また、安定した経営基盤を構築するため、収益を確保し、費用を削減するための経営改善の取組を推進する。	
	１　人口減少・超少子高齢化への対応
	人口減少・超少子高齢化に伴う医療ニーズの変化に機動的に対応し、機能及び役割の見直しや規模の適正化を図り、県立病院に求められる医療を提供する。 医師や看護師等の医療従事者の業務を効率化するため、ＡＩによる診療文書等の作成支援やＲＰＡによる作業の自動化等、医療ＤＸを活用する。 地域医療機関と相互に連携を図り、高度専門医療機関としての役割を果たし、地域における医療機能の向上に努める。
	２　業務運営の改善及び効率化
	⑴　効率的な業務運営
中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、セクションごとに医療機能や経営に対する業績評価指標を整備する。 病院機構本部と県立病院間で経営課題を共有し、法人運営と県立病院の特性を踏まえた組織的な対応を決定し、職員に浸透させることでガバナンスを強化する。 業務量に柔軟に対応した職員配置や組織の見直しを行うとともに、働き方改革を推進し、時間外勤務を縮減するなど人件費の適正化に努める。 県立病院の特性に応じた課題に迅速に取り組むため、病院機構本部と県立病院間の適切な権限配分による効率的な組織体制を整備する。 経営状況を分析し、医療環境の変化に柔軟に対応するための経営企画機能を強化する。 地方独立行政法人としての主体的な運営を実現するため、理事長のリーダーシップのもと理事会を中心とした業務運営体制を確立する。	本計画に掲げる目標の着実な達成に向けて、病院の部門ごとの診療実績や経営改善に関する重要業績評価指標（ＫＰＩ）を病院長が把握し、主体的に改善活動を行う。また、理事会や経営戦略会議で業務の進捗状況を共有し、経営課題を協議する等、業務運営に関するガバナンスを強化する。 地域完結型の医療体制を推進するため、地域医療機関との役割分担を明確にし、運営体制の効率化を図る。 県立病院の人的資源を効率的に活用し、人件費の適正化に努めるとともに、病院の相互支援体制を強化し、業務量に柔軟に対応した職員配置や組織の見直しを行う。
	⑵　収入の確保と費用の抑制
適正なレセプト作成に努めることで請求漏れを防止し、診療行為の確実な収益化を図る。 診療報酬改定情報やＤＰＣなどを踏まえた経営分析により、医療の質の向上にもつながる県立病院の特性に最適な施設基準を取得する。 地域の医療機関との前方連携及び後方連携を進め、新規外来患者の受入れの強化と入院患者の増加を	診療行為の確実な収益化を図るため、適正なレセプト作成に努めることで請求漏れを防止し、診療報酬の改定に速やかに対応し、県立病院の機能に応じた施設基準の届出により、新たな診療報酬の獲得に取り組む。 地域の医療機関との前方連携及び後方連携を進めるほか、診療日の拡大に取り組み、新規外来患者の受入れの強化と入院患者の増加を図るとともに、病床の効率的な運用に取り組む。

図るなど病床の効率的な運用に努める。

各病院の特性に応じた施設基準を速やかに取得するとともに、入院及び外来の効率的な運用を図り、収益の確保に努めること。

患者自己負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促等の債権管理のほか回収業務の専門家への委託なども活用し、早期の回収に努める。

医薬品や診療材料の購入に当たっては、共同購入対象品目の拡大やベンチマークシステムを活用した価格交渉、物流管理システムによる適正な在庫管理を行うなど材料費の縮減に取り組む。

医薬品の有効性や安全性に留意しながら後発医薬品の導入を進め、薬品費の縮減と患者の経済的負担の軽減を図る。

委託契約に当たっては、競争性を確保するとともに提案方式による業者選定や複数年契約、複合契約など多様な契約手法を活用し、経費節減を進める。

部門ごとの適切なコスト管理と県立病院全体のコスト意識向上のため、診療科別原価計算の導入を検討する。

【目標値】新規外来患者数

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	５，３１２人	５，７００人
がんセンター	８，４４６人	８，８００人
小児医療センター	１２，８０３人	１２，０００人
精神医療センター	８９８人	９１３人

【目標値】病床利用率

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	７５．２％	８１．０％
がんセンター	７６．６％	８２．２％
小児医療センター	８１．４％	８３．５％
精神医療センター	８２．９％	８４．５％

【目標値】材料費対医業収益比率

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	３８．７％	３８．２％
がんセンター	３８．６％	３８．１％
小児医療センター	３１．７％	３２．０％
精神医療センター	７．２％	７．０％

【目標値】後発医薬品の割合（数量ベース）

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
循環器・呼吸器病センター	９４．０％	９０．０％
がんセンター	９１．８％	９３．０％
小児医療センター	７２．７％	７５．０％
精神医療センター	６４．９％	８０．０％

患者自己負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促等の債権管理のほか回収業務の専門家への委託なども活用し、早期の回収に努める。

診療材料の購入では、共同購入対象品目の拡大やベンチマークシステムを活用した価格交渉、物流管理システムによる適正な在庫管理を行い、診療材料費の縮減に取り組む。

医薬品の購入では、県立病院での一括調達を進めるほか、有効性や安全性に留意しながら先発・後発医薬品を適切に使い分け、薬品費の縮減に取り組む。

委託契約に当たっては、契約内容の精査や見直し等により競争性を確保するとともに、複数年契約、複合契約など多様な契約手法を活用し、経費節減に取り組む。

【目標値】新規外来患者数

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	４，６５０人	５，４００人
がんセンター	８，０４６人	８，３００人
小児医療センター	１４，１７４人	１４，３００人
精神医療センター	１，２２３人	１，８５０人

【目標値】病床利用率

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	６４．２％	７６．０％
がんセンター	７２．４％	７３．９％
小児医療センター	８５．１％	８３．５％
精神医療センター	８２．１％	８５．１％

【目標値】後発医薬品の割合（数量ベース）

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	９４．７％	９２．０％
がんセンター	９２．４％	９２．０％
小児医療センター	７９．８％	８０．０％
精神医療センター	８３．３％	８０．０％

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第２期中期計画（案）　新旧対照表

<table>
<tr><td></td><td>３　人材の確保と資質の向上</td></tr>
<tr><td></td><td>⑴　医療人材の確保</td></tr>
<tr><td>優れた人材の確保に向けて、大学などの教育養成機関との連携を強化する。
専門性に応じた処遇を可能とする人事給与制度を構築し、専門資格を有する医療人材を着実に確保し、人材の定着を進める。
県立病院の特色を活かした研修プログラムの充実を図り、未来の人材確保につながる研修医や実習生を積極的に受け入れる。
事務職員の計画的な人事異動や専門研修の受講推奨などにより、診療報酬や経営に関する専門性を向上させる。
ホームページで県立病院の特長や魅力を発信するなど効果的な広報活動を展開し、適時適切な職員募集を行う。
医療環境や業務量の変化に即した柔軟なマンパワーを確保するため、短時間勤務など多様な勤務形態の導入を検討する。</td><td>優れた人材の確保に向けて、大学等の教育養成機関との連携を強化する。
専門性に応じた処遇を可能とする人事給与制度をもとに、専門資格を有する医療人材を着実に確保し、人材の定着を進める。
県立病院の特色を生かした研修プログラムの充実を図り、未来の人材確保につながる研修医や実習生を積極的に受け入れる。
事務職員の計画的な採用や人事異動と専門研修の受講支援等により、診療報酬や病院経営に関する専門性を向上させる。
ホームページやＳＮＳ等で県立病院の特長や魅力を発信するなど効果的な広報活動を展開し、適時適切な職員募集を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td>⑵　資質の向上</td></tr>
<tr><td>教育及び研修体制の充実により、高度専門医療等を担う資質を有した医療人材を育成する。
特定行為研修を修了した看護師や認定看護師など各職種の専門性向上に寄与する資格等の取得推奨と支援体制の充実を図る。
職員の経営参画意識の醸成を図るため、職員が経営ビジョンを理解し、自らのミッションに責任感と使命感を持って主体的に取り組めるよう経営情報を分かりやすく周知する。
職員の目標達成への意欲を高めるため、経営に対する多様なアイデアや業務改善などの職員提案を奨励するとともに、その提案内容を検討し、優れた取組内容を表彰する。
勤務時間の適正管理に努めるとともに、労働関係法規の遵守やハラスメント相談窓口の設置など職員が安心して働ける環境を整備する。
職員満足度調査を実施することで職員の意見を的確に把握し、職員のモチベーションと就労環境の向上に努める。
働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助作業者へのタスク・シフティングを推進し、ＩｏＴやＡＩの技術を活用するなど業務の効率化に取り組む。
病院機構としての独自の職員採用については、長期的な視点の中で進めることにより、病院経営に関する優れた人材を段階的に育成していく。
各職種におけるキャリアパスづくりなどを通じて、職員の医療人としてのキャリアデザイン実現を支援するとともに、着実な専門性の向上を図る。
職員の経営に対するモチベーションを上げ、経営改善への取組が県立病院全体に浸透するよう職員間で取組内容を共有する。
【目標値】職員満足度
<table>
<tr><th>病院名</th><th>令和元年度実績</th><th>令和７年度目標</th></tr>
<tr><td>循環器・呼吸器病センター</td><td>６５．１点</td><td>７０．０点</td></tr>
<tr><td>がんセンター</td><td>６１．７点</td><td>６６．０点</td></tr>
</table></td><td>教育及び研修体制の充実により、高度専門医療等を担う資質を有する医療人材を育成する。
特定行為研修を修了した看護師や認定看護師など各職種の専門性向上に寄与する資格等の取得推奨と支援体制の充実を図るとともに、県立病院での活用のほか地域の医療水準の向上にも貢献できるよう支援する。
多職種によるチーム医療を推進するため、職員が意欲を持って能力を発揮できる組織風土を醸成するとともに、業務改善に関する提案制度を整備し、現場主導の組織改善に取り組むことで組織の活性化に努める。
各病院の経営情報を職員に分かりやすく周知し、経営参画意識の向上を図ることで、主体的な業務改善に対する意欲を高める。
質の高い医療を提供するため、労働関係法規の遵守やハラスメント相談の適切な実施など職員が安心して働ける環境を整備するとともに、職員やりがい度調査を実施することで職員の意見を的確に把握し、職員のモチベーションと就労環境の向上に努める。また、働き方改革を推進し、医師事務作業補助者や看護補助作業者へのタスクシフト・シェアを進めるとともに、ＡＩやＲＰＡを積極的に活用する等業務の効率化に取り組む。
【目標値】職員やりがい度
<table>
<tr><th>病院名</th><th>令和６年度実績</th><th>令和１２年度目標</th></tr>
<tr><td>循環器・呼吸器病センター</td><td>－</td><td>６６．０点</td></tr>
<tr><td>がんセンター</td><td>－</td><td>６６．０点</td></tr>
<tr><td>小児医療センター</td><td>－</td><td>６６．０点</td></tr>
<tr><td>精神医療センター</td><td>－</td><td>６６．０点</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

地方独立行政法人埼玉県立病院機構第２期中期計画（案）　新旧対照表

小児医療センター	６３．２点	７０．０点
精神医療センター	７２．３点	７５．０点

病院機構は、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、県からの適切な運営費負担金を受けて「第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより業務運営の改善及び効率化を進め、中期目標期間内の経常収支均衡を達成する。

施設については、老朽化の度合いや県立病院の運営上の緊急性や必要性等を考慮し計画的に整備する。

医療機器については、県民の医療ニーズや費用対効果、医療技術の進展等を考慮し計画的に更新する。

内容	予定額	財源
施設及び医療機器の整備	１４，０９５百万円	埼玉県長期借入金等

【目標値】経常収支比率、医業収支比率

病院名	令和元年度実績	令和７年度目標
経常収支比率	９８．２％	１００％以上
医業収益比率	７６．８％	７９．５％以上

第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

病院機構は、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、県から適切な運営費負担金を受け入れ、経営指標を活用した経営状況の分析等を行い、財務内容の改善及び効率化を着実に進め、安定した財務運営を確保する。

施設整備や医療機器への設備投資については、県民の医療ニーズ、利用者の利便性向上、老朽化の度合い、医療技術の進展等を踏まえ、費用対効果を考慮して計画的に行う。

内容	予定額	財源
施設及び医療機器の整備	調整中	埼玉県長期借入金

【目標値】経常収支比率、医業収支比率

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
経常収支比率	９４．９％	調整中
医業収益比率	７５．８％	調整中

【目標値】材料費対医業収益比率

病院名	令和６年度実績	令和１２年度目標
循環器・呼吸器病センター	３９．０％	３９．０％
がんセンター	４３．２％	４３．０％
小児医療センター	２９．９％	３１．０％
精神医療センター	７．７％	７．５％

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	３１５，６７５
医業収益	２３７，６９３
運営費負担金収益	７３，５５２
その他営業収益	４，４３０
営業外収益	４，１９６
運営費負担金収益	１，１５１
その他営業外収益	３，０４５
臨時利益	０
資本収入	４４，７０５
長期借入金	２８，７４９
運営費負担金収入	１４，８７９
その他資本収入	１，０７７
その他の収入	０
計	３６４，５７６

１　予算（令和８年度～令和１２年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	調整中
営業収益	
医業収益	
運営費負担金収益	
その他営業収益	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	
臨時利益	
資本収入	
長期借入金	
運営費負担金収入	
その他資本収入	
その他の収入	
計	
支出	
営業費用	
医業費用	

支出	
営業費用	３１８，２１１
医業費用	３１２，６１７
給与費	１３８，０３０
材料費	９３，９９１
経費	５２，１９７
減価償却費	２６，２４６
研究研修費	２，１５３
一般管理費	５，５９４
その他営業費用	０
営業外費用	５，１９７
臨時損失	４７
資本支出	５９，５９９
建設改良費	１４，０９５
償還金	４５，５０４
その他資本支出	０
その他の支出	０
計	３８３，０５４

（注１）計数は端数をそれぞれ四捨五入している。

（注２）期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中の総額を１３９，５８１百万円とする。

なお、当該金額は、病院機構の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第８５条第１項の規定により算定された額とする。

なお、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

給与費	
材料費	
経費	
減価償却費	
研究研修費	
一般管理費	
その他営業費用	
営業外費用	
臨時損失	
資本支出	
建設改良費	
償還金	
その他資本支出	
その他の支出	
計	

（注１）計数は端数をそれぞれ四捨五入しているため、足し上げが一致しない可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中の総額を１４７，６８３百万円とする。

なお、当該金額は、病院機構の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第８５条第１項の規定により算定された額とする。

なお、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

（単位：百万円）

区分	金額
収入	３１９，１６２
営業収益	３１５，０２５
医業収益	２３７，０４３
運営費負担金収益	７３，５５２
その他営業収益	４，４３０
営業外収益	４，１３７

２　収支計画（令和８年度～令和１２年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	調整中
営業収益	
医業収益	
運営費負担金収益	
その他営業収益	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	

運営費負担金収益	１，１５１
その他営業外収益	２，９８６
臨時利益	０
支出	３２２，９６２
営業費用	３０４，４３９
医業費用	２９９，１４７
給与費	１３７，９４３
材料費	８５，４４７
経費	４７，５５４
減価償却費	２６，２４６
研究研修費	１，９５７
一般管理費	５，２９２
その他営業費用	０
営業外費用	１８，４７６
臨時損失	４７
純損益	△３，８００

（注１）計数は端数をそれぞれ四捨五入している。

（注２）期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

臨時利益	
支出	
営業費用	
医業費用	
給与費	
材料費	
経費	
減価償却費	
研究研修費	
一般管理費	
その他営業費用	
営業外費用	
臨時損失	
純損益	

（注１）計数は端数をそれぞれ四捨五入しているため、足し上げが一致しない可能性がある。

３　資金計画（令和８年度～令和１２年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	３４８，４３４
業務活動による収入	３０３，７２９
診療活動による収入	２３７，６９３
運営費負担金による収入	６２，１８７
その他の業務活動による収入	３，８４９
投資活動による収入	１５，９５６
運営費負担金による収入	１４，８７９
その他の投資活動による収入	１，０７７
財務活動による収入	２８，７４９
長期借入れによる収入	２８，７４９
その他の財務活動による収入	０
資金支出	３４９，９１７
業務活動による支出	２９０，３１８
給与費支出	１３５，９１４
材料費支出	９３，９９１
その他の業務活動による支出	６０，４１３
投資活動による支出	１４，０９５
有形固定資産の取得による支出	１４，０９５

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	調整中
業務活動による収入	
診療活動による収入	
運営費負担金による収入	
その他の業務活動による収入	
投資活動による収入	
運営費負担金による収入	
その他の投資活動による収入	
財務活動による収入	
長期借入れによる収入	
その他の財務活動による収入	
資金支出	
業務活動による支出	
給与費支出	
材料費支出	
その他の業務活動による支出	
投資活動による支出	
有形固定資産の取得による支出	
その他の投資活動による支出	
財務活動による支出	
移行前地方債償還債務の償還による支出	
長期借入金の返済による支出	

その他の投資活動による支出　０ 財務活動による支出　４５，５０４ 移行前地方債償還債務の償還による支出　４１，８５０ 長期借入金の返済による支出　３，６５４ その他の財務活動による支出　０ 次期中期目標期間への繰越金　△１，４８３ （注１）計数は端数をそれぞれ四捨五入している。 （注２）期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。	その他の財務活動による支出 次期中期目標期間への繰越金 （注１）計数は端数をそれぞれ四捨五入しているため、足し上げが一致しない可能性がある。
	第５　短期借入金の限度額
	１　限度額
１０，４００百万円	１０，４００百万円
	２　想定される短期借入金の発生理由
運営費負担金の受入れの遅延等による一時的な資金不足、想定外の退職者の発生に伴う退職手当等多額の資金需要への対応	運営費負担金の受入れの遅延等による一時的な資金不足、想定外の退職者の発生に伴う退職手当等多額の資金需要への対応
	第６　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし	なし
	第７　剰余金の使途
決算において剰余が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、高度医療を担う人材育成等に充てる。	決算において剰余が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、高度医療を担う人材育成等に充てる。
	第８　料金に関する事項
	１　診療料等
病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 区分：診療及び検査 金額：次の各号に定めるところにより算定した額の合計額 一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項（同法第１４９条において準用する場合を含む。）の規定による定め若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準又は健康保険法第８５条第２項（同法第１４９条において準用する場合を含む。）の規定による基準若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第７４条第２項の規定による基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。 二　特別病室の使用については、１日につき２６，１００円の範囲内において理事長が定める額	病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 区分：診療及び検査 金額：次の各号に定めるところにより算定した額の合計額 一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項（同法第１４９条において準用する場合を含む。）の規定による定め若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準又は健康保険法第８５条第２項（同法第１４９条において準用する場合を含む。）の規定による基準若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第７４条第２項の規定による基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。 二　特別病室の使用については、１日につき２６，１００円の範囲内において理事長が定める額

	三　病院が表示する診療時間以外の時間における診察（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）については、１回につき８，８００円の範囲内において理事長が定める額 四　非紹介患者（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない者をいう。）の初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）については、１回につき５，５００円の範囲内において理事長が定める額 五　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第八号の規定により計算した入院期間が１８０日を超えた日以後の入院（同告示第九号に規定する者の入院を除く。）については、同告示第十号に規定する点数に１００分の１５を乗じて得た点数に１０円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額に相当する額の範囲内において理事長が定める額 六　前各号に規定する算定方法により難いものについては、第一号に規定する算定方法に準じて得た額又は実費相当額として理事長が定める額
身体検査（試験検査を除く。）	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において理事長が定める額
ツベルクリン反応検査及び予防接種	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において理事長が定める額
洗濯 冬物寝巻き 冬物寝巻き（上下に分けられるもの） 夏物寝巻き 夏物寝巻き（上下に分けられるもの） 冬物下着類 夏物下着類（バスタオル、腹巻き及びパンツ類を含む。） 足袋及び靴下類	 １枚につき　４１０円 １枚につき　２１０円 １枚につき　３００円 １枚につき　１４０円 １枚につき　２１０円 １枚につき　１００円 １足につき　４０円
消毒	容積３，０００㎤までごとにつき　５０円
慢性疾患児家族宿泊施設	１室１日につき　１，１００円
寝具	１組１日につき　４１０円
駐車場	１台につき、１時間までごとに１，０００円の範囲内において理事長が定める額
診断書 普通の診断書 特別の診断書（年金、恩給等の請求又は受給に要する診断書その他特に複雑なもの） 死亡診断書 生命保険の請求又は受給に要する死亡診断書（簡易生命保険の請求又は受給に要するものを除く。）	 １通につき　２，４４０円 １通につき　５，４６０円 １通につき　３，３００円 １通につき　４，６７０円

	三　病院が表示する診療時間以外の時間における診察については、診療報酬点数表における時間外加算の所定相当額の範囲内において理事長が定める額。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。 四　非紹介患者（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない者をいう。）の初診及び紹介済患者の再診については、厚生労働大臣が定める選定療養に要する費用に相当する額の範囲内において理事長が定める額。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。 五　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成１８年厚生労働省告示第４９８号）第八号の規定により計算した入院期間が１８０日を超えた日以後の入院（同告示第九号に規定する者の入院を除く。）については、同告示第十号に規定する点数に１００分の１５を乗じて得た点数に１０円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額に相当する額の範囲内において理事長が定める額 六　前各号に規定する算定方法により難いものについては、第一号に規定する算定方法に準じて得た額又は実費相当額として理事長が定める額
身体検査（試験検査を除く。）	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において理事長が定める額
ツベルクリン反応検査及び予防接種	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において理事長が定める額
駐車場	１台につき、１時間までごとに１，０００円の範囲内において理事長が定める額
文書の発行に係る費用	１通につき８，８００円の範囲内において理事長が定める額
その他経費を要するサービス等	実費額等を勘案し、理事長が定める額

身体検査書	１通につき　１，５５０円	
死体検案書（検案料を含む。）	１通につき　８，８００円 ２通目から１通につき　１，５５０円	
証明書	１通につき　１，７４０円	

	２　還付
既納の診療料等は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	既納の診療料等は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
	３　減免
理事長は、診療料等の納付について特別の理由があると認めるときは、これを減額し又は免除することができる。	理事長は、診療料等の納付について特別の理由があると認めるときは、これを減額し又は免除することができる。
	第９　その他業務運営に関する重要事項
職員一人ひとりが県立病院としての公的使命を認識し、医療法（昭和２３年法律第２０５号）をはじめとする法令を遵守し、高い倫理観を持って社会規範を尊重する。 県民に信頼される県立病院として、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 災害時に精神科医療を必要とする患者の受入れ及び搬送等を行う災害拠点精神科病院の指定を目指して、必要な施設・設備の整備や運営体制の構築を図る。 埼玉県立精神医療センターについては、中期計画期間中の建替えを視野に、将来的な精神科医療ニーズ等を見込んだ検討を進める。	職員一人一人が県立病院としての公的使命を理解し、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、高い倫理観を持って業務運営に当たる。 県民に信頼される県立病院として、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 埼玉県立精神医療センターについては、将来的な精神科医療ニーズを踏まえ、災害時において精神科医療の提供を可能とする環境整備を含めた建替えの検討を進める。